



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	( " ) 1
○特定計量器の定期検査の実施 (7件)	(商工政策課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件)	(治山林道課) 4
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (3件)	( " ) 4
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め) の一部改正	(水産政策課) 6
○公有水面埋立ての免許の申請	(漁港漁場課) 7
○公共測量の実施の通知	(用地対策課) 7
○国土調査の成果の認証	( " ) 7
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課) 7
◎高知県立室戸体育館の指定管理者の指定	(公園下水道課) 7
◎高知県立池公園の指定管理者の指定	( " ) 8
◎高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園 (大方地区・佐賀地区) 及び高知県立土佐西南大規模公園 (中村地区) の指定管理者の指定	( " ) 8
◎高知県立のいち動物公園及び高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定並びに告示の廃止	( " ) 8
○建築基準法による道路の廃止の承認	(建築指導課) 8
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 8
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県選挙管理委員会委員の就任	(1・23掲示) 8
○政治団体異動の届出	9

○政治団体解散の届出 9

告 示

高知県告示第66号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
有限会社くろし 南国市緑ヶ丘二丁目1714 平24・1・1  
お薬局十市店

高知県告示第67号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
有限会社くろし 南国市緑ヶ丘二丁目1714 平23・12・31  
お薬局十市店

高知県告示第68号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
安芸市	平成24年4月16日	午前10時30分から 午前11時30分まで	土佐あき農業協同組合東支所
"	"	午後1時から午後2時まで	安芸市立東川公民館

"	"	午後2時30分から 午後3時まで	安芸市立奈比賀公民館
"	平成24年4月17日	午前10時30分から 午前11時30分まで	安芸市立赤野公民館
"	"	午後1時から午後2時まで	安芸市立伊尾木公民館
"	平成24年4月18日	午前10時30分から 午前11時30分まで	安芸市立井ノ口公民館
"	平成24年4月19日	午前10時30分から 正午まで及び午後1時から午後3時まで	安芸市健康ふれあいセンター元気館
芸西村	平成24年4月20日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	芸西村民会館
安芸市及び芸西村	平成24年4月23日から同年12月21日まで (日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域

安芸市及び芸西村

- (2) 検査の年月日

平成24年4月23日から同年12月21日まで (日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

高知県告示第69号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
東洋町	平成24年4月23日	午後1時30分から 午後3時30分まで	甲浦地区公民館
〃	平成24年4月24日	午前9時30分から 午前11時30分まで	野根地区公民館
室戸市	〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	室戸市役所佐喜浜出張所
〃	平成24年4月25日	午前9時30分から 午前11時30分まで	旧室戸保健所
〃	〃	午後1時30分から 午後4時まで	高知県漁業協同組合椎名支所
〃	平成24年4月26日	午前9時30分から 正午まで及び午後1時から午後3時まで	室戸市役所
〃	平成24年4月27日	午前9時から午前10時まで	吉良川公民館
〃	〃	午前11時から正午まで	室戸市役所羽根出張所
室戸市及び東洋町	平成24年5月1日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域  
室戸市及び東洋町
- (2) 検査の年月日

平成24年5月1日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第70号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
奈半利町	平成24年5月7日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	奈半利町役場
北川村	平成24年5月8日	午前11時から正午まで	北川村役場
馬路村	〃	午後2時30分から 午後3時30分まで	馬路村役場魚梁瀬支所
〃	平成24年5月9日	午前9時30分から 午前11時まで	馬路村役場
安田町	〃	午後1時から午後3時まで	安田町役場
田野町	平成24年5月10日	午後1時から午後3時まで	田野町役場
奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村	平成24年5月11日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村

(2) 検査の年月日

平成24年5月11日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第71号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
南国市	平成24年5月14日	午前10時30分から 午前11時30分まで	浜改田公民館
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	J A南国市日章支所
〃	平成24年5月15日	午前10時30分から 午前11時30分まで	十市農業協同組合
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	稲生ふれあい館
〃	平成24年5月16日	午前10時から午前11時30分まで	長岡農業協同組合
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	岡豊ふれあい館
〃	平成24年5月17日	午前10時30分から 午前11時30分まで	J A南国市久礼田支所出荷場
〃	〃	午後1時から午後1時30分	奈路班消防屯所
〃	〃	午後2時30分から 午後3時まで	J A南国市旧上倉支所

〃	平成24年5月18日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	南国市役所北車庫前
〃	平成24年5月21日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

南国市

(2) 検査の年月日

平成24年5月21日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第72号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
本山町	平成24年6月4日	午前10時30分から午前11時30分まで	本山町役場吉野連絡所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	本山町プラチナセンター
土佐町	平成24年6月5日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	土佐町役場
〃	〃	午後2時30分から午後3時まで	土佐町役場地藏寺支所

〃	〃	午後3時30分から午後4時まで	土佐町役場西石原出張所
〃	平成24年6月6日	午前9時から午前11時30分まで	土佐町農村環境改善センター
大川村	〃	午後1時から午後2時30分まで	大川村山村開発センター
〃	〃	午後3時30分から午後4時まで	大川村川口生活改善センター
本山町、土佐町及び大川村	平成24年6月7日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

本山町、土佐町及び大川村

(2) 検査の年月日

平成24年6月7日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第73号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
大豊町	平成24年6月12日	午前11時から正午まで	土佐れいほく農業協同組合東豊永支所前
〃	〃	午後1時から午後2時まで	東土居旧スクールバス車庫前

〃	平成24年6月13日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	土佐れいほく農業協同組合大田口支所集出荷場前
〃	平成24年6月14日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	大豊町役場
〃	平成24年6月15日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

大豊町

(2) 検査の年月日

平成24年6月15日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第74号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
越知町	平成24年6月18日	午前11時から正午まで	茶円堂
〃	平成24年6月19日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	越知町役場

佐川町	平成24年6月20日	午前10時30分から午前11時30分まで	コスモス農業協同組合斗賀野支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	コスモス農業協同組合佐川支所尾川事業所
〃	平成24年6月21日	午前10時30分から午前11時30分まで	コスモス農業共同組合佐川支所黒岩事業所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	佐川町役場
日高村	平成24年6月22日	午前10時30分から午前11時30分まで	岩目地地区ふれあいプラザ
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	日高村保健センター
越知町、佐川町、及び日高村	平成24年6月25日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域  
越知町、佐川町及び日高村
- (2) 検査の年月日

平成24年6月25日から同年12月21日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第75号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）

で定めるところによる。  
平成11年1月農林水産省告示第65号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第76号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
- 平成11年3月農林水産省告示第346号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第77号**

平成24年1月高知県告示第19号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上1番屋敷
  - イ 氏名  
池田 兼松
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上2番屋敷

- イ 氏名  
池田 百蔵
- (3)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上3番屋敷
- イ 氏名  
藤岡 和右衛門
- (4)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上199番地
- イ 氏名  
林 儀助
- (5)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上201番地
- イ 氏名  
藤岡 金石
- (6)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上9番屋敷
- イ 氏名  
松崎 岩
- (7)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上7番屋敷
- イ 氏名  
林 作太郎
- (8)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上11番屋敷
- イ 氏名  
松崎 八太郎
- (9)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上12番屋敷
- イ 氏名  
松崎 長右衛門
- (10)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上13番屋敷
- イ 氏名  
田中 甚太郎
- (11)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上14番屋敷
- イ 氏名  
藤沢 駒之助
- (12)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上295番地
- イ 氏名  
藤沢 儀太郎
- (13)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村久江ノ上194番地
- イ 氏名

<p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町 イ 氏名 田中 近</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市南区永田みなみ台1番3-207号 イ 氏名 西岡 昭憲</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 徳島県徳島市入田町大久200番地2 イ 氏名 美濃 守</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分417番地 イ 氏名 岡林 静枝</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分396番地 イ 氏名 川村 勝見</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 大阪府大阪市東淀川区上新庄二丁目21番23号 イ 氏名 岡本 久</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 中村市本町二丁目22番地 イ 氏名 杉本 国夫</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾1161番地 イ 氏名 佐竹 計邑</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村古尾66番屋敷 イ 氏名 佐竹 丑太郎</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾1180番地 イ 氏名 佐竹 幸男</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村古尾1180番屋敷 イ 氏名 佐竹 鶴松</p>	<p>(25)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区尾山台三丁目15番12号 イ 氏名 岡松 容一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年10月農林水産省告示第1326号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第78号</b> 平成24年1月高知県告示第21号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸市大井乙257番地 イ 氏名 大井 静子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 千葉市花園三丁目2番5号 イ 氏名 萩野 義和</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。 平成12年7月農林水産省告示第949号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第79号</b> 平成24年1月高知県告示第20号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年2月3日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 兵庫県芦屋市打出春日町39番地4 イ 氏名 福井 潤</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 久喜</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 俊美</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 一雄</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者丁1423番地 イ 氏名 中越 楠輝</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 大阪府大東市寺川一丁目8番602号 イ 氏名 古味 秀光</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市仁井田3549番地66 イ 氏名 岡崎 信守</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者丁805番地 イ 氏名 古味 勝正</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町四手ノ川223番地 イ 氏名 土居 信子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年3月農林水産省告示第388号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・</p>
--	---	--

期間及び樹種について

高知県告示第80号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中  
「久礼」 久礼漁業協同組合の地区

1 小型かつお漁業  
2 1に掲げるもの以外で総トン数20トン未満の漁船により行う漁業  
3 中型かつお漁業  
4 大型かつお漁業」

を  
「久礼」 久礼漁業協同組合の地区

1 小型かつお漁業  
2 小型まぐろ漁業  
3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの  
4 中型かつお漁業  
5 大型かつお漁業」

に改める。

**高知県告示第81号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

土佐清水市市場町580番11及び580番12地先の公有水面

(2) 区域

次の点1と点2とを直線で結んだ線、点2と点3とを結ぶ平成23年春分の日満潮位（DLプラス2.49メートル）における公有水面と防波堤との境界線及び点3と点1とを結ぶ平成23年春分の日満潮位（DLプラス2.49メートル）における公有水面と岸壁との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点牧山（北緯32度46分38秒4676・東経132度57分01秒3919）から115度54分01秒623.07メートルの地点

点2 点1から201度13分56秒66.20メートルの地点

点3 点2から317度09分06秒1.08メートルの地点

(3) 面積

62.78平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

土佐清水市市場町580番11及び580番12地内並びに地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Fと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点牧山（北緯32度46分38秒4676・東経132度57分01秒3919）から113度15分46秒610.04メートルの地点

点B 点Aから111度13分56秒61.35メートルの地点

点C 点Bから201度13分56秒120.46メートルの地点

点D 点Cから291度13分56秒7.48メートルの地点

点E 点Dから316度39分12秒37.61メートルの地点

点F 点Eから291度13分56秒19.95メートルの地点

(3) 面積

6,796.74平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成24年1月10日

**高知県告示第82号**

香南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成24年1月10日から同年3月10日まで

3 作業地域

香南市

**高知県告示第83号**

安芸郡安田町唐浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

安田町

2 調査を行った地域及び時期

安芸郡安田町唐浜の一部

平成19年度及び平成20年度

3 成果の名称

安田町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成24年2月3日

**高知県告示第84号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年2月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 中村下田ノ口

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

幡多郡黒潮町下田の 口字五反田575番4 から 幡多郡黒潮町下田の 口字五反田575番1 まで	前	20.0 }	60
		38.0	
	後	20.0 }	60

**高知県告示第85号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年2月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 昭和中村

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々 川字下モ川平440番 18から 高岡郡四万十町野々 川字下モ川平245番 2まで	前	3.3 }	219
		5.3	
	後	3.3 }	219

**高知県告示第86号**

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立室戸体育館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

室戸市浮津25番地1

室戸市

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第87号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第64号)第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立池公園
2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市葛島三丁目14番1号
平成緑化建設株式会社
3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第88号

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県立室戸広域公園
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
(2) 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
2 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町上川口578番地10
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
(2) 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
3 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20
財団法人四万十市公園管理公社
(2) 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第89号

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第29条第2項の規定により高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)及び高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定をしたことに伴い、高知県立のいち動物公園及び高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定について次のとおり告示し、平成21年1月高知県告示第47号(高知県立室戸広域公園、高知県立のいち動物公園、高知県立春野総

合運動公園、高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)及び高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定)は、廃止する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県立のいち動物公園
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市野市町大谷738番地
財団法人高知県のいち動物公園協会
(2) 指定期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
2 高知県立春野総合運動公園
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
財団法人高知県スポーツ振興財団
(2) 指定期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

高知県告示第90号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の廃止について承認する。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 5 columns: 地名, 地番, 幅員(メートル), 延長(メートル), 備考. Row 1: 安芸市宝永町, 431-10, 433-6, 431-1の一部, 431-9の一部, 434-1の一部, 434-6の一部, 4.00, 130.60, 備考

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、芸西土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

Table with 4 columns: 役名, 氏名, 住所, 番号. Lists retiring staff including 理事 竹内 辰雄, 松本 康, 谷山 広明, etc.

(就任)

Table with 4 columns: 役名, 氏名, 住所, 番号. Lists incoming staff including 理事 竹内 辰雄, 宮崎 妙志, 小松 幸正, etc.

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号

高知県選挙管理委員会委員として、次の者が新たに就任した。平成24年1月23日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

Table with 3 columns: 氏名, 住所, 摘要. Row 1: 恒石 好信, 高知市...



恒石 好信	香美市香北町太郎丸549番地1	委員長
行田 博文	高知市中万々286番地26	委員長代理委員
長岡 利博	高知市朝倉己1156番地136	委員
宮上 佳恵	高知市春野町弘岡上1531番地	委員

**高知県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。  
平成24年2月3日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党田野町支部	異動なし	松本 正	異動なし	平23・12・27
異動後			山本 博夫		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	小出徳彦後援会	村上 重富	異動なし	異動なし	平23・12・19
異動後					
異動前	高橋とおる後援会	高橋 英博	異動なし	異動なし	平23・12・21
異動後					

**高知県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年2月3日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県自治振興支部	高知市本町五丁目2-3	野島 民雄	解散	平23・12・21

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
ミズホ後援会	土佐郡土佐町田井1551-2	和田 範子	解散	平23・12・1
翔元会	南国市篠原57-1	寺尾 正生	解散	平23・12・13
MELON高知支部社会活動委員会	香南市香我美町徳王子123	武田 浩	解散	平23・12・14
拓世会	吾川郡いの町3678-1	竹田 稔	解散	平23・12・27
睦会	吾川郡いの町幸町3	西本 利益	解散	平23・12・27